平成30年度一般会計予算特別委員会　提出資料

平成30年3月13日提出

No	予算書頁	費目		資料名	担当課	頁
1	23	負担金	民生費負担金	保育料の他市比較資料	子育て支援課	5
2	27	手数料	衛生手数料	ごみ袋代の他市比較資料	環境対策課	6
3	46	財産運用収入	基金運用収入 利子及び配当金	全ての基金の運用状況について（基金ごとの預金、債券、貸付金などの現状）	財政課	7
4	54	雑入	雑入	児童クラブ利用料の他市比較資料	学校教育課	8
5	59 88	議会費 総務管理費	議会費 諸費	飯塚自衛隊協力会の活動状況	議会事務局 防災安全課	9
6	68	総務管理費	財産管理費	穂波庁舎改修工事の概要	穂波支所市民窓口課	10
7	68	総務管理費	財産管理費	本庁舎案内等業務委託料の根拠	総務課	11
8	68	総務管理費	財産管理費	本庁舎駐車場有料化にいたる経過	総務課	12
9	71	総務管理費	財産管理費	伊岐須会館管理運営費補助金の内訳	人権・同和政策課	13
10	73	総務管理費	企画費	ふるさと応援寄附事業費の根拠	まちづくり推進課	14
11	74	総務管理費	企画費	行政アドバイザー業務内容と人選の基準	総合政策課	16
12	75	総務管理費	企画費	福岡地域戦略推進協議会の会則と活動状況	総合政策課	17
13	76	総務管理費	地域振興費	コミュニティバス等運行事業に関する資料（利用状況及び事業検討等に関する資料）	まちづくり推進課	22
14	76	総務管理費	地域振興費	菰田地区活性化事業の経緯と今後の予定	都市施設整備推進室	28
15	83	総務管理費	人権同和推進費	同和対策推進団体の認定基準と該当団体一覧	人権・同和政策課	29
16	87	総務管理費	本庁舎建設費	来庁者駐車場等周辺整備工事の内訳	総務課	30

No	予算書頁	費目		資料名	担当課	頁
17	88	総務管理費	諸費	日本非核宣言自治体協議会の活動状況	防災安全課	31
18	92	総務管理費	交流センター費	交流センターの整備事業について地元との協議経過	地域拠点施設整備室	33
19	94	徴税費	税務総務費	全国基地協議会の活動状況	税務課	34
20	99	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	個人番号カード関連事務委任交付金の内訳	市民課	36
21	103	監査委員費	監査委員費	監査委員及び監査事務局の活動状況	監査事務局	37
22	108	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立相談支援等業務の内容と委託先及び委託料の根拠	生活支援課	38
23	113	社会福祉費	障がい者福祉費	障がい当事者団体等活動補助金の内訳	社会・障がい者福祉課	39
24	116	社会福祉費	障がい者福祉費	移動支援事業の対象者、実際の支援事業等に関する資料	社会・障がい者福祉課	40
25	119	児童福祉費	児童福祉総務費	保育士確保緊急対策事業による保育士確保の見通しについて	子育て支援課	41
26	120	児童福祉費	児童福祉総務費	子ども医療費助成について一部自己負担をなくした場合に必要な財源の試算	医療保険課	42
27	122	児童福祉費	児童措置費	病児保育事業の近隣自治体の実績比較表（制度と実績）	子育て支援課	43
28	126	児童福祉費	保育所費	子育て支援センター（街なか子育てひろば含む）の委託に関する予算基礎資料及び契約書、業務に関する指示資料	子育て支援課	44
29	127	児童福祉費	保育所費	公立保育所民営化・統合事業の内容	子育て支援課	47
30	128	児童福祉費	青少年対策費	児童クラブ支援員を必要数配置できなかった状況がわかる一覧（過去5年間）	学校教育課	48
31	133	生活保護費	生活保護総務費	就労意欲喚起等支援業務委託の目的と実績及び委託先の概要	生活支援課	49
32	133	生活保護費	扶助費	生活扶助費と加算の変更の経過	生活支援課	50
33	133	生活保護費	扶助費	生活保護世帯の自動車保有に関する国の考え方と市の考え方の比較	生活支援課	54

No	予算書頁	費目		資料名	担当課	頁
34	145	保健衛生費	斎場費	斎場の指定管理者の会社の経営状況及び指定管理委託料の内訳	環境整備課	58
35	170	商工費	商工業振興費	地域活性化商品券発行事業の事業効果を示す資料及び事業検討に関する資料	商工観光課	60
36	171	商工費	商工業振興費	大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金の内訳	環境整備課	72
37	174	商工費	商工業振興費	福岡ソフトウェアセンターの概要と業務内容及び補助金の内訳	産学振興課	73
38	177	商工費	観光費	筑豊ハイツテニスコート整備事業の内容と事業費の内訳（過年度分を含む）	都市施設整備推進室	75
39	178	土木管理費	土木総務費	住宅リフォーム補助事業費の推移表	住宅政策課	76
40	178	土木管理費	土木総務費	マイホーム取得奨励補助金の推移表	住宅政策課	77
41	193	下水道費	下水道費	庄司川調整池整備事業の概要及び地元関係者、地権者、国や県との協議の経過	土木建設課	78
42	193	下水道費	下水道費	熊添川調整池整備事業の概要及び地元関係者、地権者、国や県との協議の経過	土木建設課	79
43	210	教育総務費	人権同和教育費	人権同和啓発事業委託の内容及び委託料の内訳	人権・同和政策課	80
44	214 222	小学校費 中学校費	学校管理費	市内スクールバスについて（運行内容・利用人数・利用地区などについて）	教育総務課	81
45	214 222	小学校費 中学校費	学校管理費	教職員用情報機器管理費に関する資料（事業概要・構成機器等）	学校教育課	82
46	215 222	小学校費 中学校費	学校管理費	小中学校間ネットワーク再構築事業費、同管理委託料に関する資料（事業概要・構成機器等）	学校教育課	83
47	216 224 228	小学校費 中学校費 幼稚園費	教育振興費 幼稚園費	特別支援教育支援員を必要数配置できなかった状況がわかる一覧（過去５年間）	学校教育課	85
48	218 225	小学校費 中学校費	教育振興費	小中学校ＩＣＴ活用推進事業費に関する資料（事業概要等）	学校教育課	86
49	247	保健体育費	保健体育施設整備費	体育館移転新築建て替えに関する市民の意見及び要望	健幸・スポーツ課	87

保育料の他市比較資料

子育て支援課

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	大川市	18,300	
2	みやま市	36,000	
3	豊前市	38,000	
4	嘉麻市	41,480	
5	中間市	43,000	
5	八女市	43,000	
7	柳川市	44,000	
8	福岡市	44,600	
9	久留米市	45,600	
10	筑後市	46,500	
11	大牟田市	47,000	
12	田川市	47,500	
13	うきは市	48,000	
14	直方市	48,800	
14	**飯塚市**	**48,800**	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
16	北九州市	49,800	
17	行橋市	50,000	
18	宮若市	50,110	
19	小郡市	52,000	
20	大野城市	52,700	
21	古賀市	52,740	
22	筑紫野市	53,000	
23	糸島市	54,000	
24	朝倉市	56,600	
25	福津市	56,750	
26	宗像市	61,000	国基準額と同額
26	春日市	61,000	国基準額と同額
26	太宰府市	61,000	国基準額と同額

※福岡県内の政令市を含む28都市を比較。比較基準　市町村民税所得割額１９万８千円　１歳児　第１子　標準時間利用

ごみ袋代の他市比較資料

環境対策課

都市名	ごみ袋（大）		ごみ袋（中）		ごみ袋（小）	
	容量（ℓ）	単価（円）	容量（ℓ）	単価（円）	容量（ℓ）	単価（円）
北九州市	45	500	30	330	20	220
福岡市	45	450	30	300	15	150
大牟田市	40	400	25	250	15	150
飯塚市	45	700	30	400	15	200
田川市	49	400	30	300	18	200
行橋市	45	620	30	410	15	200
春日市	45	450	30	300	15	150
大野城市	45	450	30	300	15	150
宗像市	45	640	35	420	25	300
太宰府市	45	450	30	300	15	150
古賀市	45	617	30	359	20	205
福津市	45	550	30	400	15	225
うきは市	50	200	35	150	—	—
宮若市	45	840	20	682	—	—
嘉麻市	50	540	30	324	15	162
糸島市	60	540	35	270	—	—

※上記数値等はH30年3月5日現在の各市ホームページから引用（家庭用ごみ袋のみ）

全ての基金の運用状況について（基金ごとの預金、債券、貸付金などの現状）

財政課

（単位：千円）

		H28当初予算			H29当初予算			H30当初予算		
		運用収入	利子収入	計	運用収入	利子収入	計	運用収入	利子収入	計
積立基金	財政調整基金	59,805	10,718	70,523	57,512	10,269	67,781	52,091	8,909	61,000
	減債基金	41,511	7,377	48,888	39,872	7,120	46,992	41,755	7,085	48,840
	地域振興基金	25,682	4,688	30,370	24,530	4,380	28,910	24,928	4,228	29,156
	人材育成基金	748	136	884	714	127	841	636	108	744
	飯塚霊園施設管理基金	1,695	309	2,004	1,619	289	1,908	1,689	287	1,976
	かんがい施設整備基金	17,653	3,222	20,875	16,889	3,016	19,905	16,934	2,872	19,806
	公園等施設整備基金	182	33	215	173	31	204	176	29	205
	ふるさと水と土保全基金	700	127	827	668	119	787	679	115	794
	環境保全推進基金	529	99	628	402	77	479	412	73	485
	サンビレッジ茜整備基金	142	26	168	137	25	162	140	24	164
	調整池施設管理基金	22	5	27	22	4	26	22	4	26
	計	148,669	26,740	175,409	142,538	25,457	167,995	139,462	23,734	163,196
運用基金	土地開発基金	0	1,671	1,671	0	1,271	1,271	0	720	720
	高額療養費支払資金貸付基金	0	5	5	0	3	3	0	3	3
	奨学資金貸付基金	0	549	549	0	55	55	0	96	96
	計	0	2,225	2,225	0	1,329	1,329	0	819	819
総計		148,669	28,965	177,634	142,538	26,786	169,324	139,462	24,553	164,015

※運用収入は、国債の運用による収入。利子収入は、大口定期預金や普通預金による収入。

児童クラブ利用料の他市比較資料

学校教育課

（H29.6調査）

市名	通常		延長	
	利用料（1ヶ月）	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円		月額1,000円/(延長60分)	月額500円/(延長30分)
大牟田市	7,000円		—	延長を行っていない
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	4,500円	※料金設定が日ごと(平日150円/日・土曜等300円/日)となっているため1ヶ月(8月除)で換算した額	—	延長を行っていない
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	4,680円		月額2,000円	
嘉麻市	3,000円		—	延長を行っていない
糸島市	5,800円		月額2,000円	

※飯塚市近隣市及び人口10万前後の市

飯塚自衛隊協力会の活動状況

議会事務局
防災安全課

飯塚自衛隊協力会第 53 回（平成 29 年度）定期総会資料より抜粋

・自衛隊の記念行事及びその他の諸行事に必要な協力
・自衛隊の広報等に関する必要な協力
・自衛隊の見学、体験入隊及び懇談会等の開催
・自衛隊の演習訓練に必要な協力
・自衛隊員募集に関する必要な協力
・自衛隊定年者の再就職に必要な協力
・自衛隊員の隊外生活に関する必要な協力
・地区出身隊員の慰問激励
・本協力会の目的達成に必要な事項

穂波庁舎改修工事の概要

穂波支所市民窓口課

（単位：千円）

事業名	金額	備考
穂波庁舎改修工事設計委託	7,077	

穂波庁舎は穂波地区の行政サービスの拠点であり支所機能とともに、企業局、健幸・スポーツ課の本庁として機能を果たしていますが、建築から 22 年が経過し、外壁の破損や屋根鋼板の腐食により、保健センター等に雨漏りが発生していることから、改修工事を実施するために平成 30 年度に穂波庁舎改修工事の実施設計を行うものです。

今後の予定

平成 31 年度　穂波庁舎改修工事（屋根・とい、防水、外装の改修工事）

本庁舎案内等業務委託料の根拠

総務課

項目	積算
総合案内	1 人×244 日×8.75 時間＝2,135 時間
フロアマネージャー	① 通常時　(終日　：1 人) ② 繁忙時間帯　(10:00～15:00：1 人) ③ 木曜延長　(17:15～19:00：1 人) ④ ４・６・３月　月曜日(9:00～14:00：1 人) 合計 3,962.5 時間
電話交換	3 人×244 日×7.75 時間＝5,673 時間
管理費	12 月

本庁舎駐車場有料化にいたる経過

総務課

1　平成 21 年 12 月に策定の飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕において、当時も来庁者以外の駐車も見受けられたことから平成 21 年度から「来庁者駐車場の有料化の検討」の項目を設け、平成 24 年度の有料化を目標とし検討を開始。

2　平成 25 年 9 月に策定の第二次行財政改革前期実施計画では、平成 24 年度に現在地での新庁舎の建設が決定したことから有料化は新庁舎建設後の平成 30 年度に実施することで計画。

3　新庁舎建設事業で平成 30 年度に第 3 駐車場の有料化を計画していたが、新庁舎開庁後、駐車場不足が慢性的になり、来庁者以外の駐車を抑制するため 1 年前倒して平成 29 年度に有料化のための工事を実施。

伊岐須会館管理運営費補助金の内訳

人権・同和政策課

（単位：円）

費　　目	平成30年度
管理人人件費	2,631,390
光熱水費	971,000
維持補修費	200,000
施設管理消耗品費	50,000
通信運搬費	57,000
小計①	3,909,390

費　　目	平成30年度
使用料収入	330,000
光熱水費負担金	90,000
小計②	420,000
補助金額（①－②）	3,489,390

ふるさと応援寄付事業費の根拠

まちづくり推進課

（単位：千円）

款	項	目	中事業		節		細節	H30 当初予算額	H29 当初予算額	増減額 (H30-H29)	H28		H27		H26	
											予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
02	01	05	12	ふるさと応援寄附事業【義務】	04	共済費	社会保険料	228	114	114	0	0	0	0	0	0
					07	賃金	臨時職員賃金	1,549	767	782	0	0	0	0	0	0
					08	報償費	記念品料	238,063	120,000	118,063	58,132	58,376	5,054	5,334	1,750	5,151
							イベント出演者等謝礼金	385	0	385	0	0	0	0	0	0
					09	旅費	普通旅費	1,675	428	1,247	168	167	159	136	157	137
					11	需用費	消耗品費	988	281	707	335	216	131	131	118	113
							印刷製本費	5,464	2,821	2,643	2,098	1,953	31	29	0	0
							修繕料	184	0	184	0	0	0	0	0	0
					12	役務費	通信運搬費	6,523	4,528	1,995	3,665	1,905	481	406	196	352
							広告料	2,300	764	1,536	440	460	40	20	40	10
							口座振替手数料	62	120	△ 58	119	32	40	32	15	40
							クレジットカード決済手数料	3,208	2,612	596	1,068	1,160	189	0	0	0
							ふるさと応援寄付金事務代行手数料	69,984	48,600	21,384	19,500	26,056	2,520	968	0	0
							文書発送手数料	2,313	670	1,643	522	593	470	504	350	496
					13	委託料	映像作成委託料	0	4,650	△ 4,650	0	0	0	0	0	0
					14	使用料及び賃借料	著作権料	162	17	145	0	0	0	0	0	0
							会場借上料	648	0	648	0	0	0	0	0	0
					19	負担金補助及び交付金	諸会負担金	30	20	10	20	8	20	8	20	8
							歳出計	333,766	186,392	147,374	86,067	90,926	9,135	7,568	2,646	6,307
							歳入	550,000	300,000	250,000	150,000	176,052	19,000	27,949	6,000	21,731
							経費割合	60.68%	62.13%	-1.45%	57.38%	51.65%	48.08%	27.08%	44.10%	29.02%

○ふるさと応援寄附金事務代行手数料

ふるさと納税申込利用サイト	項目			
	H30寄附 見込額	申込サイト利用 手数料	事務代行利用 手数料	金額 (税込)
ふるさとチョイス	230,000千円	寄附額の2%	寄附額の7%	22,356千円
楽天ふるさと納税	90,000千円	寄附額の10%	寄附額の7%	16,524千円
さとふる	170,000千円	寄附額の12%	利用しない	22,032千円
新規申込サイト	60,000千円	寄附額の7%見込	寄附額の7%	9,072千円
合計	550,000千円			69,984千円

○ふるさと応援寄附金　記念品料

項目	H30寄附 見込額	お礼の品送付 見込件数	単価	見込額	税込額
返礼品代(税込)	550,000千円	34,167件	寄附額の30%	165,000千円	165,000千円
送料(関東圏のクール便140サイズ＋送り状代で試算・税別)		34,167件	1,980円	67,651千円	73,063千円
合計					238,063千円

行政アドバイザー業務内容と人選の基準

総合政策課

飯塚市行政アドバイザーの設置等に関する要綱

（趣旨）

第1条　この告示は、飯塚市行政アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　グローバル化、少子高齢化及び高度情報化等が進行する中、新たな市民サービスや政策を検討するうえで、専門的な助言又は提言等を受けるため、アドバイザーを置く。

2　アドバイザーは、10人以内とする。

（委嘱）

第3条　アドバイザーは、本市の市政各分野において専門的な知識又は経験を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条　アドバイザーの任期は、2年以内の範囲で市長が定める期間とする。

2　アドバイザーは、再任されることができる。

（職務）

第5条　アドバイザーは、市長の求めに応じて、必要な助言又は提言等を行う。

（守秘義務）

第6条　アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条　アドバイザーに関する庶務は、行政経営部総合政策課において処理する。

（補則）

第8条　この告示に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

飯塚市行政アドバイザー　名簿　　【敬称略・順不同】

所属	役職	氏名	専門分野
近畿大学　産業理工学部 経営ビジネス学科	准教授	長谷川　直樹	都市マネジメント、都市再生 地方再生
近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科	准教授	澁田　英敏	社会福祉概論、生活福祉論
九州工業大学　情報工学部 生命情報工学研究系	准教授	中茎 隆	制御工学、分子ロボティクス システムバイオロジー
公益財団法人 福岡観光コンベンション ビューロー	専務理事	合野 弘一	元福岡県職員（国際交流課、財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所、企業立地課、国際経済観光課勤務。） 前福岡市職員（経済観光文化局）
株式会社キューブス	代表取締役	下野　雅芳	ベンチャー起業家
株式会社ハウインター ナショナル	代表取締役 社長	正田 英樹	ベンチャー起業家
福岡地域戦略推進協議会	事務局長	石丸 修平	地域経済、経営コンサル
飯塚高校	講師	高橋　義彦	国際政治・金融

福岡地域戦略推進協議会 規約

第１章 総則
（名称）
第１条 この会は、福岡地域戦略推進協議会（以下「本会」という。）と称する。
（目的）
第２条 本会は、福岡のポテンシャルを活かした国際競争力の強化を通じて、産学官民が一体となり、地域の成長戦略の策定から実施までを一貫して行うことにより、福岡都市圏の持続的な成長を図ることを目的とする。
（活動）
第３条 本会は、前条の目的を達成するため、福岡都市圏を中心として、次の活動を行う。
(1) 福岡都市圏の地域診断や成長戦略の策定
(2) 地域の成長戦略に基づく個別プロジェクトの構築・推進
(3) 活動に対する理解・賛同を得るためのパブリック・リレーションズ
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動
2 本会の活動においては、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。

第２章 会員
（種別）
第４条 本会の会員は、本会の目的及び活動の趣旨に賛同する、次の種別の会員をもって校正する。
(1) 正会員
その意思に基づき本会の活動を推進するもので、応分の負担をしつつ、その目的達成に向けて貢献できる団体又は個人
(2) 特別会員
本会の活動を支援・推進するもので、本会の依頼に基づき加入した団体又は個人
(3) 賛助会員
その意思に基づき本会の活動を支援するもので、一定の負担をしつつ、その目的達成に向けて貢献できる団体又は個人
2 この規約に定める以外の会員に関する事項については、必要に応じて幹事会で定める。
（入会）
第５条 本会に入会を希望する者（顧問を除く。）は、書面による入会申請に基づき幹事会の承認を得て入会することができる。
2 特別会員については、役員による申請に基づき、幹事会の承認を得て入会することができる。
3 公序良俗に反する者は、入会することができない。暴力団及びその構成員、並びにこれに類する者は、本会に入会することができない。
（会員資格の喪失）
第６条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 会届を提出し、退会届に記した退会日が到来したとき。
(2) 会員である団体が消滅したとき。
(3) 除名されたとき。
(4) 本会が解散したとき。
2 会員資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。
（除名）
第７条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、幹事会の議決により、これを除名することができる。
(1) この規約に違反したとき。
(2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
(3) 入会後に第５条第３項に該当するような者と判明したとき。
(4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、その会員の希望があれば、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（退会）
第８条 会員は、退会届を、退会を希望する１ヶ月前以前に幹事会に提出して、任意に退会することができる。
（年会費）
第９条 年会費は１口５万円とし、正会員は６口以上、賛助会員は１口以上を、入会日から３ヶ月以内に支払わなければならない。
2 ただし、幹事会で特に認める場合にはこの限りではない。
（協賛金等）
第10条 本会は、活動に用いる費用として、年度ごとに協賛金等を募ることがある。会員は、年会費とは別に、協賛金等を負担することができる。

第３章 役員等
（種別及び定数）
第11条 本会に役員を置く。
(1) 会長 １名
(2) 副会長 ３名以内
(3) 監査役 ２名
(4) 幹事 15名以内
(5) 部会長 部会数と同じ
（選任）
第12条 会長、副会長は、会員の代表者の中から総会において選任する。
2 監査役は、総会において指名された会員が推薦した者を、会長が選任する。
3 幹事は、総会において指名された会員が推薦した者を、会長が選任する。
（職務）
第13条 会長は、本会を代表し、総会を統括する。
2 副会長は、本会の活動に対して大局的な見地から助言等を行う。
3 幹事は、幹事会の構成員となり、総会の議決に基づいて会務の執行にあたる。また、幹事の互選により幹事長を選出し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、幹事長が代行する。

4 監査役は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
5 部会長は、幹事会の構成員となり、担当する部会を統括する。
（任期等）
第 14 条 役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 本条に定める役員の任期は、第３１条１項を踏まえ、部会長には適用しないものとする。
4 役員は、無報酬とする。
（顧問）
第 15 条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、本会の活動に対して専門的立場から助言等を行う。
3 顧問は、会長が選任する。
4 顧問は、無報酬とする。

第 4 章 総会
（構成）
第 16 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
（機能）
第 17 条 総会は、次の事項を議決する。
(1) 役員の選任及び解任並びに監査役及び幹事を推薦する会員の指名及びその取消
(2) 予算の決定
(3) 決算の承認
(4) 事業計画の決定
(5) 事業報告の承認
(6) 規約の制定及び変更
(7) 本会の解散
(8) 部会の設置・廃止に関すること
(9) その他本会の重要事項
（開催）
第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
2 通常総会は、毎年１回開催する。
3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 正会員総数の４分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（招集）
第 19 条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び議決事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに会員に通知しなければならない。
（議長）
第 20 条 総会の議長は、会長がつとめる。
（定足数）
第 21 条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。なお、委任状もしくは書面による表決が提出された時は、出席したものとみなす。
（議決）
第 22 条 総会における議決事項は、第１９条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員及び特別会員の過半数の同意があった場合はこの限りではない。
2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議決権の委任）
第 23 条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。

第 5 章 幹事会
（構成）
第 24 条 幹事会は、会長及び幹事並びに部会長により構成される。
2 監査役は議決権を有しないが、幹事会に参加できる。
（機能）
第 25 条 幹事会は、次の事項を議決する。
(1) 会員の入会及び除名の承認
(2) 総会の議決した事項の執行に関すること
(3) 総会への付議事項の決定
(4) 事務局の体制及び運営に関すること
(5) 部会における部会長の選任
(6) 本会の目的を達成するためのプロジェクトの検討
(7) プロジェクト等を実施するためのコンソーシアムの組成
（開催）
第 26 条 幹事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 幹事の過半数から、幹事会の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（招集）
第 27 条 幹事会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第２号の規定による請求があったときは、請求があった日から１４日以内に幹事会を招集しなければならない。
3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに幹事に通知しなければならない。
（議長）
第 28 条 幹事会の議長は、会長又は幹事長が行う。
（定足数）
第 29 条 幹事会は、幹事及び部会長の過半数の出席がなければ、開会することができない。なお、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。
（議決）
第 30 条 幹事会における議決事項は、第２７条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した幹事及び部会長の過半数の同意があった場合はこの限りではない。
2 幹事会の議事は、出席した幹事及び部会長の過半数をもって決し、可否同数のときは議長

の決するところによる。
3 幹事会に出席できない会長及び幹事並びに部会長は、書面をもって会長又は自らの団体に属する者又は他の幹事及び部会長又は部会長が指名する者に、議決権の行使を委任することができる。
4 幹事会を開催するいとまのない場合は、書面による表決により、幹事会の議決に代えることができる。

第 6 章 部会
（構成）
第 31 条 部会には幹事会で選任された部会長と、部会に参画する団体により互選された副部会長を置く。
2 部会への参画は正会員、特別会員とする。
3 部会員は部会にて知りえた情報に対し、善良な管理者の注意義務を負うものとする。
4 部会の取組において、部会長が必要と判断した場合は、本会の会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。
（機能）
第 32 条 部会は、本会の目的を達成するため具体的な取組みの検討を行う。
2 具体的な取組み等を実施するためのコンソーシアムを組成することができる。
（開催）
第 33 条 部会は次に掲げる場合に開催する。
2 部会の長が必要と認めたとき
3 部会に参画している会員の過半数から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（招集）
第 34 条 部会は、各部会の長が招集する。
2 部会の開催にあたり、部会長が欠ける時は、副部会長又は事務局長がその職務を代理することができる。

第 7 章 事務局
（設置）
第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
第 8 章 財務
（収入）
第 36 条 本会運営のための必要な資金は、年会費、協賛金等その他の収入をもって充てる。
（会計等）
第 37 条 本会の会計及び契約等の行為は事務局が行うものとする。
（事業年度・会計年度）
第 38 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
（事業計画及び予算）
第 39 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（事業報告及び決算）
第 40 条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
第 9 章 規約の変更、本会議の解散
（規約の変更）
第 41 条 規約を変更するときは、総会に出席した正会員及び特別会員の過半数の総会議決を経なければならない。
（解散）
第 42 条 本会を解散するときは、正会員及び特別会員の総数の 3 分の 2 以上の同意による総会議決を要する。
（残余財産の処分）
第 43 条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員及び特別会員の総数の 3 分の 2 以上の議決をもって、その処分方法を決定するものとする。
第 10 章 雑則
（委任）
第 44 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則
（施行期日）
1．この規約は、設立総会において設立が議決された日から施行する。
この改正規約は、平成 24 年 4 月 25 日より施行する。
この改正規約は、平成 26 年 4 月 21 日より施行する。
この改正規約は、平成 27 年 4 月 21 日より施行する。
この改正規約は、平成 29 年 4 月 2 2 日より施行する。

2017 年度(平成29 年度)事業計画（写）

第３期事業方針と2016 年度の成果を踏まえ、また地方創生・福岡市国家戦略特区等を活用した地域の成長に資する事業の組成に重点を置き、事業計画（案）を以下のように策定した。

なお、事業の進捗に応じて、内容および予算は柔軟に組み替える。

2017 年度（平成29 年度）の目標と事業方針

● 地域戦略の工程において、本年度は中期における本格的なビジネスの開発（事業化）年度と位置付ける。

＜地域戦略の工程＞

短期：交流人口の増加	施策例）MICE など
中期：ビジネスの開発	施策例）社会実験など
長期：移出企業の成長	施策例）質の高い雇用創出など

事業化支援

● ビジネスの開発（事業化）の成果として、地方創生・福岡市国家戦略特区等を活用した地域の成長に資する事業の組成を目指す。

● 現在の経営資源ならびに地域戦略の目標達成への実質的貢献を見据えて、コンソーシアムもしくは事業体を合わせて３件以上の組成を目指す。

- 2011年～2020 年の達成目標（戦略遂行による純増分）＝GRP＋1.2兆円、雇用+3万人、人口+3万人
- 定量的目標への貢献と共に、将来像、戦略（成長の源泉の再構築）、各部会の目標などの定性的な目標の達成も目論む。

＜各部会の目標（部会発足時に策定）＞

観光部会	目的地としての九州の国際的認知の向上 インバウンド・アウトバウンドの双方の交流の活性化 九州の集客交流にとっての福岡都市圏のゲートウェイ機能拡充
スマートシティ部会	福岡版スマートシティ・モデルの構想および企画の確立 福岡版スマートシティ・モデルの国内外での認知の向上 九州全体での移出型の新しい環境産業の創出、集積
食部会	福岡・九州の食文化の国際的な高品質ブランド化 九州の食産業の高付加価値化と移出型への段階的な引上げ 観光や都市再生など他テーマとの相乗効果の最大化
都市再生部会	経済産業活動と市民の暮らしを支える、質の高い街づくり 人、起業、投資を呼込む枠組みづくり 街づくりの移出産業化（街づくりノウハウの域外輸出）

● 取組む重点分野は地域戦略に位置づけられた、８つの重点産業分野と８つのビジネス基盤とする。

- 部会及びプロジェクトを基軸とした事業運営を行う。
- 部会間連携や新規プロジェクトの新陳代謝の結果として、部会の再編や改廃等執行体制を柔軟に組み替える。
- 従来からの取組みの完了（コンソーシアムもしくは事業体としてFDCからの自立）を見据えて、新陳代謝を活性化させるべく、継続支援あるいは廃止・新設の両面から見直しを常に意識し、新規領域の取組みを柔軟に行う。

＜地域戦略における重点分野＞

８つの重点産業分野	８つのビジネス基盤	
	経済基盤	街づくり
● コンテンツ ● ファッション」 ● 高等教育 ● 通販 ● 集客・交流 ● 食 ● 生活関連サービス （環境、福祉など） ●グローバル研究開発	● 中小企業振興 ● 資金調達 ● 人材開発 ● 社会実験	● 都心 ● ウォーターフロント ● 交通ネットワーク ● 住環境

広域展開及び地域のグローバル化

●_ 第３期事業方針のうち、広域展開と地域のグローバル化については、前述の事業化を軸として、以下の目標を設定する。

- 広域展開については、都市圏以外から新たに３つ以上の自治体の入会を目指す。
- 地域のグローバル化については、海外の都市や国際機関等とのネットワークを活用し、会員企業の国際展開や域外企業の誘致を実施する。

＜2017 年度の目標と事業方針の総括表＞

第３期 事業方針	第３期 目標（案）	2017 年度 目標（案）	2017 年度 事業方針（案）
事業化支援	● ビジネスの開発（施策例：社会実験など）	● ３件のコンソーシアムもしくは事業体の組成 ● 地方創生・国家戦略特区を活用した事業の組成	● 既存コンソーシアム候補の自立 ● 新規コンソーシアム候補の発掘
広域展開	● 福岡都市圏自治体・大学との連携 ● 九州を中心とした他県への展開	● 新たに３自治体の会員化 ● 国の出先機関、他経済団体等と事業連携	● 事業組成を起点とした周辺市町の会員化 ● 2018 年度以降の事業推進に関するテーマの顕在化
地域のグローバル化	● 会員企業の国際展開 ● 域外企業の誘致	● 会員の国際展開や域外企業の誘致に資する海外ネットワーク構築 ● 支援体制の構築	● パイロット事業の組成 ● 国 内外の参考事例の調査・分析

事業計画

1. 部会推進（2017 年度予算：14,400,000 円）

● 2017 年度を本格的なビジネスの開発（事業化）年度と位置づけ、地域戦略を更に推進する。
  - 部会は、部会長のリーダーシップの下、地域の成長に資する事業の組成を見据えた検討を実施するため、必要に応じて分科会を設置し、事業化に繋げる視点で運営していく。
  - 分科会では、部会で決められたテーマに基づく取組みを組成し、要求水準書など事業の骨格の立案をめざして、事業化に向けた課題と解決策を検討する。

● 部会間の情報共有および連携を図るための調整機能を強化し、さらに会員および外部に対して部会の取組みに関する情報発信も強化する。

● 分科会における検討を踏まえ、事業の担い手となることを念頭に、プロジェクトの事業性検討（フィージビリティ・スタディ）を実施するコンソーシアムの組成支援を行う。

2. プロジェクト推進（2017 年度予算：4,000,000 円）

● 上記のほかに、地域戦略の更なる推進に資する取組みについては、プロジェクトを設置し事業化に向けた検討を行うことができる。

● 純粋な民間事業で、地域戦略に資する事業を検討する有志チームの組成を行う。

● 事業の担い手となることを念頭に、プロジェクトの事業性検討（フィージビリティ・スタディ）を実施するコンソーシアムの組成支援を行う。

3. 地域のマーケティング （2017 年度予算：7,500,000 円）

● 地域の国際的ビジネス環境を改善するための戦略に基づくシティセールスを実施する。
  - 具体的には、行政などの企業や人材のインバウンド誘致活動と連携し、既存取組みからの連携拡大が見込まれる地域や団体を再度検証し、重点営業先に対して地域戦略の推進に資する施策や事業を推進する。
  - 政府や在京企業との連携を強化するために、会員団体の在京出先機関などと連携して、密接な情報交換やロビイングを行う。

● 会員や事務局の国際競争力に関する理解と気運を高めるために、定期的な情報の収集と共有を行う。

● インターン、（高等教育課程、留学生）を受入れ、地域戦略推進に資する人材を育成する。

● 事務局スタッフの専門性強化を目的として事務局にて定期研修を行う。

4. 関係者調整並びに合意形成支援（リレーション） （2017 年度予算：4,000,000 円）

● FDC は事業組成の有効な基盤であるという認知向上を基本方針にリレーション活動を行う。
  - 会員との日常的なコミュニケーションを行う。
  - 新規会員（民間、自治体、大学等）の獲得を図る説明会の実施、ならびに国との連携強化を図るため定期的な対話を実施する。
  - 広範な市民や利害関係者の理解と協力の獲得に向けて、積極的な広報、報道対応、SNS、イベント開催などコミュニティ運営、情報収集を行う。

5. 福岡市国家戦略特区の推進 （2017 年度予算：5,000,000 円）

● 福岡市国家戦略特区を活用した地域の成長に資する事業の組成を目指す。

● 各部会での取組みからの事業発掘に留まらず、会員や省庁などとの丁寧な対話を通じて、協議会独自の事業者の発掘を行い、事業計画の検討、収支計画の検討、規制緩和策の検討、区域計画への反映という段階的な検討を支援する。

● 福岡市国家戦略特区に関する東京や域外での広報活動を行う。

6. 事業化・コンソーシアム支援 （2017 年度予算：11,000,000 円）

● コンソーシアムの組成及びコンソーシアムの運営支援を行う。
  - 具体的には、事務局がコンソーシアムの活動に参画し、地域戦略の推進の視点からの助言、協議会会員や実務専門家の仲介を行う。
  - 事業計画や収益試算などの詳細情報はコンソーシアム内部限りとして、分科会や部会にすべてを報告しなくても構わない。
  - コンソーシアムから要請があった場合、当該コンソーシアムの事業会計を設置し、事業支援を行う。

● 新規事業創出センター（仮称）を設置し、オープンイノベーション及びビジネスディベロップメント機能を位置付けるとともに、企業の国際展開や海外企業の誘致、事業展開を実施する。

● 地方創生、グリーンアジア国際戦略総合特区、グローバルMICE 戦略都市など、国の政策との連携し、ビジネス開発を実施する。

● 福岡市のスタートアップ支援やインバウンド事業連携等、自治体からの要請を受けたビジネス開発を実施する。

7. 組織運営管理 （2017 年度予算：12,500,000 円）

● 公益財団法人福岡アジア都市研究所への事務局業務委託及び事務所運営に係る管理。
  - 直接雇用スタッフ、インターンなどの労務管理、受け入れ手続き等
  - 会費請求、本体での会計処理作業、資金繰り（つなぎ資金等）
  - 会員や役員との連絡、調整に関する業務
  - ICT システム管理（文書アーカイブ、ウェブ・SNS、機器管理等）
  - 法務・契約に関する業務（業務委託契約等）
  - 事業推進にかかる調査・研究及び庶務業務等事務局運営の支援

以上

コミュニティバス等運行事業に関する資料（利用状況及び事業検討等に関する資料）

まちづくり推進課

≪１≫コミュニティ交通の利用状況について

【１】予約乗合タクシー

（１）登録者状況　平成３０年２月末現在

①予約乗合タクシー登録者総数　（累計　10,637

②年代別登録数（累計）　（人）

年代	男性	女性	合計
～１０代	396	441	837
２０代	136	162	298
３０代	106	202	308
４０代	207	303	510
５０代	210	366	576
６０代	420	815	1,235
７０代	846	1,800	2,646
８０代	1,062	2,275	3,337
９０代～	307	583	890

③利用頻度（累計）　（人）　（平成２４年４月１日～平成３０年２月２８日）

頻度	利用者数	割合
利用なし	7,043	66.21%
１回～１００回	2,986	28.07%
１０１回～２００回	297	2.79%
２０１回～３００回	123	1.16%
３０１回～４００回	64	0.60%
４０１回～５００回	38	0.36%
５０１回～６００回	23	0.22%
６０１回～７００回	24	0.23%
７０１回～８００回	12	0.11%
８０１回～９００回	9	0.08%
９０１回～１，０００回	3	0.03%
１，００１回～１，１００回	6	0.06%
１，１０１回～１，２００回	3	0.03%
１，２０１回～１，３００回	3	0.03%
：		0.00%
１，４０１回～１，５００回	1	0.01%
１，５０１回～１，６００回	1	0.01%
：		0.00%
２，６０１回～２，７００回	1	0.01%

④予約乗合タクシー乗合乗車件数（平成２９年１１月）

乗合人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人
件数	1,885	585	151	36	10	11	5	8
割合	70.05%	21.74%	5.61%	1.34%	0.37%	0.41%	0.19%	0.30%

※端数処理のため、各割合の計は一致しない場合がある。

（２）乗降場利用状況（平成２８年度）

①乗車利用（上位１０件）　（人）

	乗車場所	利用数
1	八木山小学校内	1,468
2	イオン穂波店	1,306
3	鎮西中学校	956
4	スーパー川食筑穂店	807
5	JR筑前大分駅	595
6	市立病院（穂波）	571
7	ハローデイ九工大前店	554
8	JR桂川駅	472
9	市立病院（鎮西）	430
10	済生会（筑穂地区）	396

降車利用（上位１０件）　（人）

	降車場所	利用数
1	市立病院（穂波）	1,130
2	イオン穂波店	1,078
3	JR桂川駅	869
4	西鉄　蓮台寺　バス停	857
5	市立病院（鎮西）	743
6	JR筑前大分駅	654
7	スーパー川食筑穂店	648
8	西鉄八木山本村停	532
9	ハローデイ九工大前店	457
10	西鉄　坂の下バス停	451

カテゴリー別利用（上位１０件）（人）

	カテゴリー	利用数
1	総合病院	6,136
2	バス停	6,035
3	駅	3,786
4	大型商業施設	3,377
5	その他	3,185
6	その他病院・医療施設	2,883
7	その他商業施設	2,860
8	スーパー	2,761
9	公民館	2,623
10	診療所	2,094

②運行地区別　利用目的施設（上位11件）

飯塚東地区		件数
1	越智外科胃腸科医院	139
2	あおぞら整形外科	66
3	石川クリニック	57
4	1号車地区またぎ乗継用(旧ヤクシン飯塚東地区側)	50
5	1号車地区またぎ乗継用（森組資材置き場）	43
6	飯塚東公民館	36
7	電気のリズ･トーチク 柏の森店	26
8	飯塚信用金庫　山内出張所	25
9	梶原医院	16
10	しもみお歯科	13

庄内地区		件数
1	あらた	174
2	老人ホーム多田の里	167
3	トライアル上三緒店(庄内地区:9時開店)	153
4	佐野医院	148
5	セブンイレブン飯塚庄内店　(綱分栄町近く)	134
6	広瀬医院	132
7	近畿大学横（旧セブンイレブン福岡庄内有井店）	118
8	ナワタ美容室	71
8	庄内保健福祉総合センター(ハーモニー)	71
10	兼田循環器内科医院	68
10	B１号車地区またぎ乗継用(岩永建設)	68

筑穂地区		件数
1	JR 桂川駅	838
2	スーパー川食 筑穂店（9:30開店）	623
3	JR 筑前大分駅	489
4	筑穂支所	440
5	済生会（筑穂地区）福岡第二病院事業所(旧嘉穂病院)	373
6	永芳医院	326
7	筑穂公民館（ちくほ図書館；月曜休館・筑穂体育館）	268
8	大田外科医院	214
9	ちどり鍼灸整骨院	195
10	あおやぎ内科クリニック	188

二瀬地区		件数
1	イオン穂波店（食：8時、専：9時）	732
2	石橋外科胃腸科医院	312
3	二瀬病院	276
4	明治記念病院	246
5	せき損センター病院（玄関前）(二瀬地区)	228
6	7号車地区またぎ乗継用（野間尻ため池付近）二瀬地区側	214
7	二瀬公民館	206
8	ハローデイ九工大前店（9時開店）	199
9	樋口内科循環器科	169
10	ミスターマックス 花瀬店（10時開店）(二瀬地区)	130

鎮西地区		件数
1	市立病院（旧労災病院）(鎮西)	730
2	7号車地区またぎ乗継用（野間尻ため池付近）鎮西地区側	293
3	ミスターマックス 花瀬店（10時開店）	243
4	西鉄 蓮台寺 バス停（国道201号沿い）	230
5	農楽園八木山自然食バイキング レストラン森ん子	163
6	大助うどん　花瀬店	157
7	スーパーあそう 潤野店（9時開店）	113
8	鎮西公民館（玄関口）	103
9	建花寺本村公民館	58
10	潤野保育園	57

幸袋地区		件数
1	ハローデイ九工大前店（9時開店）	403
2	末永病院	217
3	頴田病院	152
4	JR 鯰田駅（幸袋地区）	128
5	川食 鯰田店（幸袋地区：10時開店）	100
6	パチンコ クラブハウス 目尾店	91
7	健康の森公園	84
8	佐野歯科クリニック	83
9	幸袋公民館・支所(西鉄バス・コミバス)	78
10	飯塚信用金庫　幸袋支店	51

頴田・鯰田地区		件数
1	頴田病院	327
2	頴田高齢者福祉センター	169
3	川食　鯰田店（10時開店）	163
4	和泉の澤医療法人康和会介護老人保健施設	84
4	ほわいと歯科	84
6	鯰田公民館 旧コミバス	81
7	西鉄 頴田病院 バス停	78
8	佐藤医院（佐藤眼科）	71
9	頴田郵便局	57
10	西鉄 小竹上町　頴田側 エビスみそ側	47
10	弥永内科小児科医院	47

穂波地区		件数
1	市立病院（旧労災病院）(穂波)	1054
2	イオン穂波店（食：8時、専：9時）	538
3	穂波公民館（穂波体育館・穂波図書館 郷土資料館）	409
4	JR 筑前大分駅	252
5	穂波福祉総合センター（休館日：火）	209
6	老人ホームつばき苑	184
7	穂波庁舎	175
8	橋川整形外科医院	138
9	天道駅	135
10	酒の豊島屋（ルミエール敷地内：9時開店）	132

【２】コミュニティバス

（１）各路線最大乗車区間（平成２８年度）

路線名	月　日	便	区　間	乗車人数
頴田・飯塚線	平成２８年２月２８日	２便	二瀬公民館～イオン穂波店	１４人
庄内・飯塚線	平成２８年４月６日	３便	穂波庁舎～市立病院	１６人
筑穂・飯塚線	平成２９年３月２２日	２便	津原橋～コメリ飯塚店	２２人

（２）運行便別利用者数

運行便別利用者数（Ｈ２８年４月～Ｈ２９年３月計）

単位:人

H28年度	頴田・飯塚線						庄内・飯塚線						筑穂・飯塚線							合計
	1便	3便	5便	2便	4便	6便	1便	3便	5便	2便	4便	6便	1便	2便	4便	6便	3便	5便	7便	
乗車人数	675	875	116	1,849	914	421	990	1,331	278	778	628	337	2,842	2,879	1,288	336	2,249	2,152	1,785	22,723
1日平均乗車人数	2.8	3.6	0.5	7.6	3.8	1.7	4.1	5.5	1.1	3.2	2.6	1.4	11.7	11.9	5.3	1.4	9.3	8.9	7.4	93.9
																			運行日数	242

【３】街なか循環バス

（１）最大乗車区間（平成２８年度）

月　日	便	区　間	乗車人数
平成２８年８月１０日	２便	菰田駅通り～イオン穂波店	２３人

（２）運行便別利用者数

▼　運行便別利用者数（Ｈ２８年４月～Ｈ２９年３月計）

単位：人

H28年度	菰田線		川島線		街なか循環線					合計
	2便	5便	3便	6便	1便	7便	9便	4便	8便	
乗車人数	1,480	1,499	2,432	1,693	305	1,107	478	1,228	806	11,028
1日平均乗車人数	5.1	5.2	8.4	5.8	1.0	3.8	1.6	4.2	2.8	37.9
								運行日数		291

≪２≫平成30年度飯塚市コミュニティ交通運行計画に関する各種会議について

(1)飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議

委員構成
　飯塚市（行政経営部長、都市建設部長）、西鉄バス筑豊㈱、ＪＲ九州バス㈱、九州旅客鉄道㈱、筑豊地区タクシー協会、国交省北九州国道事務所、飯塚県土整備事務所、近畿大学産業理工学部、飯塚警察署、福岡県、市民代表、飯塚市社会福祉協議会、飯塚市老人クラブ連合会、飯塚市身体障がい者福祉協会、飯塚市商工会議所、飯塚市商工会、福岡県バス協会、西鉄グループバス労働組合、福岡運輸支局

日程	会議名	協議内容
平成29年7月27日	第34回飯塚市地域公共交通協議会 第20回飯塚市地域公共交通会議	コミュニティ交通の概要 平成28年度コミュニティ交通の利用状況
平成29年11月6日	第35回飯塚市地域公共交通協議会 第21回飯塚市地域公共交通会議	平成29年度コミュニティ交通の利用状況 平成30年度コミュニティ交通の運行について
平成29年12月4日	第36回飯塚市地域公共交通協議会 第22回飯塚市地域公共交通会議	平成30年度コミュニティ交通の運行について
平成30年2月2日	第37回飯塚市地域公共交通協議会 第23回飯塚市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価について

(2)関係部署会議

日程	会議名	協議内容
平成29年9月7日	関係部署会議【実務者】 （商工観光課・総合政策課・都市計画課・まちづくり推進課）	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画
平成29年9月13日	第1回関係部課長会議 （行政経営部・経済部・都市建設部・市民協働部）	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画
平成29年9月27日	第2回関係部課長会議 （行政経営部・経済部・都市建設部・市民協働部）	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画
平成29年10月5日	第3回関係部課長会議 （行政経営部・経済部・都市建設部・市民協働部）	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画
平成29年10月20日	部長会議	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画
平成29年10月27日	庁議	平成30年度以降のコミュニティ交通運行計画

（３）飯塚旅客自動車協同組合協議
（市内タクシー事業者）

日程	会議名	協議内容
平成29年4月10日	飯塚旅客自動車協同組合理事会	コミュニティ交通の利便性向上について
平成29年11月8日	飯塚旅客自動車協同組合理事会	次年度以降のコミュニティ交通の運行について
平成30年1月9日	飯塚旅客自動車協同組合理事会	次年度以降のコミュニティ交通の運行について
平成30年3月8日	飯塚旅客自動車協同組合理事会	次年度以降のコミュニティ交通の運行について

菰田地区活性化事業の経緯と今後の予定

都市施設整備推進室

1　菰田地区にかかる経緯

平成 22 年 4 月　●都市計画マスタープラン策定
拠点連携型都市を都市目標像に掲げ、菰田地区を飯塚地区、新飯塚地区とともに本市の中心拠点に位置づけ

平成 24 年 3 月　●中心市街地活性化基本計画の認定
菰田地区については、具体的な事業に乏しく活性化が図れないとの国の指摘を受け、中心市街地区域から除外

平成 25 年 8 月　●菰田自治会長会等が要望書提出
飯塚駅前広場の整備について（要望書）
菰田地区活性化の阻害要因であった炭都ビルが撤去された暁には、駅前広場等の公共用地として市が購入し、駅前の景観向上、駅前広場の効果的な改善に向け、活用される旨の要望（同様の文書が飯塚炭都市場商業協同組合、アクティブ菰田からも提出される）

平成 26 年 9 月　●炭都ビル跡地の土地開発公社購入
炭都ビル跡地の用地買収完了（H26.4～用地交渉）

平成 26 年 9 月　●菰田自治会長会が要望書提出
卸売市場の有効活用についての要望書（10 地区自治会長連名）
卸売市場の移転、跡地の住宅地としての再開発（定住人口の増加）に活用される旨の要望

平成 28 年 8 月～平成 29 年 3 月　●中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務委託
飯塚駅周辺地区の一体的な整備の可能性について検証し、本市が講ずべき誘導施策に関する基本方針を検討するもの

平成 28 年 11 月　●近畿大学九州短期大学が要望書提出
卸売市場移転の際は、近短大の移転先として、現短大敷地と交換を考えて欲しい旨の要望

平成 29 年 1 月　●立地適正化計画策定
菰田地区は「居住誘導区域」であると同時に「都市機能誘導区域」としており、特にＪＲ飯塚駅とその周辺は、中心拠点の１つとして位置づける

平成 30 年 2 月　●JR 飯塚駅周辺地区活性化を考える会設立

2　今後の予定

平成 29 年度に設立した JR 飯塚駅周辺地区活性化を考える会を平成 30 年度にかけて開催し、地域住民の意見を参考にしながら、菰田地区活性化基本方針策定支援業務を委託するとともに土地価格調査・測量調査を行い、平成 30 年度末に基本方針を策定する。

新卸売市場の開場は平成 33 年 4 月を目指しており、卸売市場移転後の土地活用はその期間に合わせて計画を進めていく。

同和対策推進団体の認定基準と該当団体一覧

人権・同和政策課

・同和対策推進団体の認定基準

飯塚市同和対策推進団体補助金交付要綱（抜粋）　【平成27年7月13日告示】

（趣旨）

第1条　この告示は、同和地区における住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・同和行政と整合性を保ち、同和問題の速やかな解決に資するための費用について、同和対策の推進に資する団体(以下「団体」という。）に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条　補助金の交付対象となる団体は、次条に規定する事業を行う団体で、市長が認めた団体とする。

（補助の対象）

第3条　補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費のうち市長が認めたものとする。

(1)　同和地区自立支援推進活動（市の施策に係る連絡調整等同和地区住民の自立支援活動に関するもの）

(2)　人権・同和問題啓発推進活動

(3)　その他市長が適当と認めた事業

附　則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

・該当団体一覧

部落解放同盟飯塚市協議会

全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会

来庁者駐車場等周辺整備工事の内訳

総務課

平成 30 年度当初予算計上額：176,000 千円

公用車車庫等建設工事

（1）マイクロバス等車庫棟　184 ㎡
　　マイクロバス、消防車、防災倉庫等

（2）一般公用車ガレージ　1,067 ㎡
　　103 台分

（3）職員駐輪場　45 ㎡

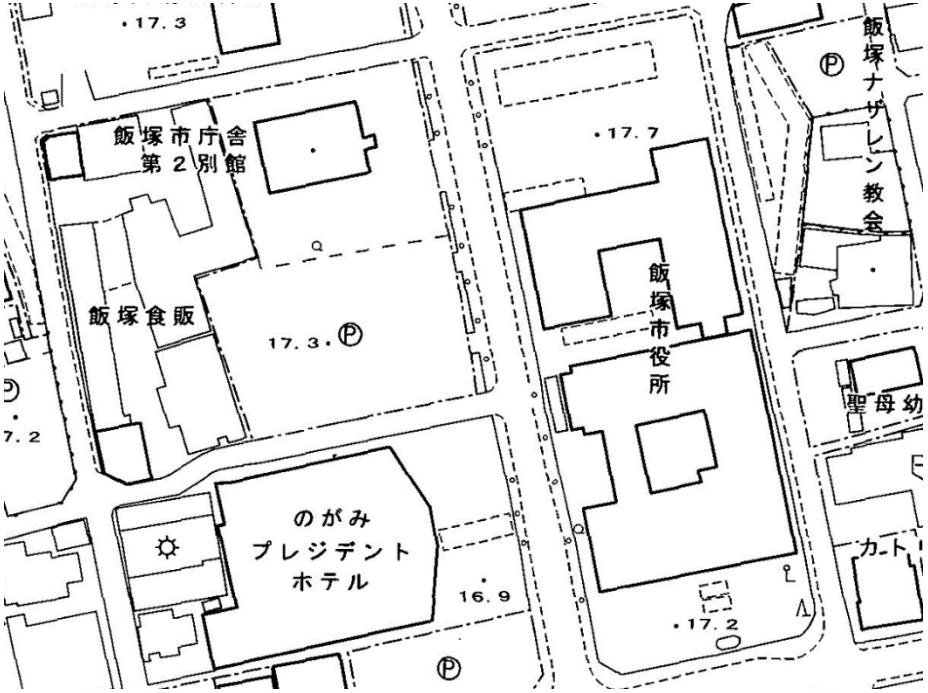

日本非核宣言自治体協議会の活動状況

平成 29（2017）年度
日本非核宣言自治体協議会
第 34 回総会　議案書

日　時　平成 29（2017）年５月 29 日（月）14 時 30 分～15 時 30 分

場　所　長崎原爆資料館ホール

日本非核宣言自治体協議会

防災安全課

議案３

平成 29（2017）年度　事業計画案

※（　）は平成 28 年度予算額

〔事業費〕　15,880 千円(12,700 千円)

1　第 34 回総会の開催　900 千円（1,200 千円）

日程　平成 29 年５月 29 日（月）
場所　長崎市（長崎県）
内容　平成 28 年度事業実施状況、決算
　　平成 29 年度事業計画、予算、役員体制の審議　ほか

2　役員会等の開催　2,800 千円(2,800 千円)

各種事業・予算・決算・次期役員体制等を審議する役員会を開催するほか、会計監査を実施する。

・第１回役員会（総会と同日開催）
　日程　平成 29 年５月 29 日（月）　場所　長崎市（長崎県）
・第２回役員会
　日程　平成 30 年２月８日（木）　場所　武蔵野市（東京都）
・会計監査
　日程　平成 29 年４月 15 日（金）　場所　長崎市（長崎県）

3　研修会の開催　900 千円(900 千円)

会員自治体の首長や平和事業担当職員等のために、平和講演、戦争体験講話、関連施設視察などの研修会を開催する。(役員会と同時開催)

・第１回研修会
　日程　平成 29 年５月 29 日（月）～30 日（火）　場所　長崎市（長崎県）
・第２回研修会
　日程　平成 30 年２月８日（木）　場所　武蔵野市（東京都）

4　調査研究の実施　600 千円(800 千円)

・会員自治体の平和事業照会
・非核宣言未実施自治体への宣言状況調査
・参考図書購入、配布

13

5　【10 回記念事業】親子記者事業の実施　　4,000 千円（2,200 千円）

会員自治体の小学生と保護者に長崎に派遣し、被爆の実相や平和の取り組みなどについて、親子で新聞にまとめ、その発表会を開催する。また、その新聞を会員自治体等に配布したり、ホームページに掲載したりすることにより、会員自治体の住民の平和意識の高揚を図る。この事業は今回で 10 回目を迎えることから、募集数を拡大し実施することとする。

日程　平成 29 年８月８日（火）～11 日（金・祝）
場所　長崎市内
募集対象　全国の会員自治体在住の小学４～６年生、保護者の 18 組
選考方法　派遣者は、抽選により各ブロックから２組を決定する。
（応募数により、東北ブロック３組、九州ブロック１組）

6　原爆展事業の実施　　1,660 千円（1,900 千円）

（１）巡回原爆展セット（パネル等）の貸出
（２）ミニミニ原爆展ポスターの配布
（３）ミニミニ原爆展外国語版の増刷
（４）平和と学びポスターセットの配布
（５）平和と学びポスターセット小冊子の作成

7　平和発信事業の実施　　500 千円（500 千円）

（１）ホームページ、フェイスブックによる情報発信
（２）被爆樹木（クスノキ、アオギリ）の苗木の配布

8　平和啓発事業の実施　　2,700 千円（2,400 千円）

（１）U-40 世代の交流によるネットワーク拡大事業

全国自治体の若手職員等を長崎に招き、被爆の実相に触れるとともに、同世代との交流や長崎の平和の取組みを体験するなかで参加者の意識やスキルの向上を図ることにより、各自治体における平和事業のさらなる推進を支援する。

日程　平成 29 年 10 月 26 日（木）～28 日（土）（予定）
場所　長崎市内
募集対象　40 歳未満の自治体職員等　10 名程度
内容（案）
①被爆の実相に触れる
（被爆体験（家族証言）聴講、原爆資料館等視察、被爆遺構めぐり）
②取組事例紹介、同世代の若者との意見交換
③原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進ほか関連行事への参加

（２）平和事業（出張講座等）への講師派遣事業

会員自治体が実施する平和事業へ講師等を派遣する（20 自治体程度）。
①会員自治体の平和教育を支援するために、長崎大学核兵器廃絶研究センターと協力し、平和教育の実践に取組む大学生等を派遣する。
②被爆体験を継承するため会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言（交流証言）者や広島市被爆体験伝承者を派遣する。

9　第９回平和首長会議総会への支援事業　＜新規＞　　1,820 千円（　－　）

（１）参加負担金の補助

参加人数１人につき 12,000 円の参加負担金を支出
（１自治体につき最大２人まで参加負担金を支出）
75 自治体×２人×12,000 円＝1,800,000 円
※75 自治体は第８回開催時と同様の想定（実績：47 自治体 70 人　840,000 円）

（２）協議会紹介ブースの設置

出展料	0 円	
参加負担金	12,000 円	
振込手数料	1,000 円	合計　13,000 円

〔事務経費〕　　3,600 千円（3,200 千円）

・事務局運営にかかる嘱託員、臨時職員人件費、消耗品費、通信運搬費
・協議会パンフレット印刷製本費　等

〔予備費〕　　142,001 円（55,646 円）

支出予算額合計　　19,622,001 円（15,955,646 円）

交流センターの整備事業について地元との協議経過

地域拠点施設整備室

	二瀬交流センター			菰田交流センター			立岩交流センター			飯塚東交流センター			鯰田交流センター		
4月							21日	まち協 事務局長	これまでの経緯の確認 今後の協議方針を説明						
5月							11日 19日	WG WG	延床面積等に関する協議						
6月	13日	自治会長 まち協会長	整備方針案の説明				2日 15日	WG まち協 運営委員会	延床面積の確定				16日	WG	三中跡地建設の検討結果を報告 しいの木公園敷への建設が可能か確認依頼
7月													3日	県公園街路課	しいの木公園敷への交流センター建設について確認
8月										3日	まち協役員	整備方針（耐震診断・補強）について説明	2日 9日	WG WG	しいの木公園敷へ建設可能な旨報告 浸水や横断歩道、敷地が狭い等の問題点の整理
9月	19日	まち協役員会	整備方針案・スケジュールについて説明										25日 28日	WG 分団長	しいの木公園敷で決定 消防団車庫移設について
10月				6日 18日	自治会長会 まち協役員会	整備方針（耐震診断・補強）・スケジュールについて説明	5日 11日	WG 道代ＰＭ 管理人	基本設計図（案）に関する説明（以降随時） 整備概要について説明 周知時期等について確認	17日	まち協役員会	整備方針（耐震診断・補強）・スケジュールについて説明	4日	まち協 運営委員会	しいの木公園敷で決定
11月													26日	まち協 臨時総会	しいの木公園敷で承認
12月	15日	自治会長会	整備方針案・スケジュールについて説明							7日 15日	まち協役員 ー	飯塚東小学校裏門にて通学路の危険箇所について説明を受ける 朝の登校時を視察			
1月													9日	まち協会長	今後の検討課題に関する協議（設計ＷＧ設置等）

全国基地協議会の活動状況

税務課

1　全国基地協議会の目的（会規約第４条）
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進すること。

2　活動内容等（平成 29 年 7 月 28 日開催　定期総会資料及び会規約より抜粋）
・国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研修
・国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
・国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する個別要望事項を取りまとめ、関係各省と意見交換を行う
・加盟都市町村の基地対策担当者を対象に全国基地周辺対策実務中央研修会を開催
・関係各省幹部等に対し、来年度基地関係予算確保のための実行運動を行う
・本会の目的達成に必要な事項

3　全国基地協議会負担金（飯塚市）
税務総務費　　2,000 円
（内訳：均等割　1,000 円、交付金割　1,000 円）

4　規約　　別紙のとおり

全国基地協議会規約

（昭和３０年１１月１６日制定）
（昭和３２年　７月１８日改正）
（昭和３４年　２月　６日改正）
（昭和３９年　２月１１日改正）
（昭和４１年　４月１２日改正）
（昭和４４年　４月　７日改正）
（昭和４６年　５月１４日改正）

（名称）
第１条　この会は、全国基地協議会という。
（組織）
第２条　駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって組織する。
（事務所）
第３条　この会の事務所を全国市長会内に置く。
（目的）
第４条　この会は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進することを目的とする。
（事業）
第５条　この会は、次の事業を行う。
１．国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
２．国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
３．その他本会の目的達成に必要なこと
（役員）
第６条　この会に次の役員を置き関係団体の長の中より互選する。
会　長　　１名
副会長　　若干名
理　事　　若干名
監　事　　２名
役員の任期は２年とする。ただし、任期満了後も後任が決定するまでは、なおその職務を行う。
第７条　本会は、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。
（会計）
第８条　本会の経費は各関係団体の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。
第９条　本会の毎年度歳入歳出予算は役員会の議決を経て、総会の承認をうるものとする。
第１０条　本会の決算は役員会の認定に付し、総会に報告するものとする。
（補則）
第１１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則
この規約は、昭和３０年１１月１６日から施行する。
附　則
この規約は、昭和３２年７月１８日から施行する。
附　則
この規約は、昭和３４年２月６日から施行する。
附　則
この規約は、昭和３９年２月１１日から施行する。
附　則
この規約は、昭和４１年４月１２日から施行する。
附　則
この規約は、昭和４４年４月７日から施行する。
附　則
この規約は、昭和４６年５月１４日から施行する。

個人番号カード関連事務委任交付金の内訳

市民課

1　平成30年度通知カード・個人番号カード関連事務等の委任に係る交付金について

(1) 平成30年度交付金見込み額

12,758,992千円

(2) 飯塚市の交付金額

人口 (H29.1.1)	H30年度政府予算 相当交付金見込み額 (約127.6億円) (A)	H29年度政府予算 繰越見込み相当額 (約126.1億円) (B)	H30年度交付金 上限見込み額 (約253.7億円) (C)=(A)+(B)
130,092	12,977,000	12,824,000	25,801,000

【算出方法】

A：通知カード・個人番号カード関連事務及び認証業務関連事務に要する費用に相当する金額の総額

B１：全国の住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)

B２：各市区町村の住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)

各市区町村の交付金額＝A×$\frac{B2}{B1}$(千円単位で四捨五入)

なお、交付金に対しては、国庫補助金10／10となります。

2　地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）の組織概要

(1) 法人名

地方公共団体情報システム機構

(2) 設立年月日

平成26年4月1日

(3) 法人代表者

吉本　和彦

(4) 所在地

東京都千代田区一番町25番地

(5) 地方公共団体情報システム機構の目的（地方公共団体情報システム機構法第1条）

- 地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行う。
- 地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行う。

監査委員及び監査事務局の活動状況

監査事務局

平成30年度監査実施計画（平成30年3月2日現在）

1	定期監査	3部13課1室1事業所 市民協働部　人権･同和政策課、男女共同参画推進課、まちづくり推進課、健幸･スポーツ課、地域拠点施設整備室 総務部　総務課、防災安全課、人事課、秘書広報課、情報推進課、契約課 経済部　公営競技事業所、産学振興課、商工観光課、農林振興課
2	決算審査	公営企業会計 一般会計及び11特別会計
3	財政援助団体監査	3団体 社会福祉協議会、解放同盟飯塚市協議会、観光協会
4	指定管理者監査	6施設 サン･アビリティーズいいづか、飯塚市リサイクルプラザ工房棟、飯塚市斎場、飯塚市穂波福祉総合センター 飯塚市立体駐車場・本町駐車場・東町駐車場、飯塚市立図書館（飯塚・筑穂・庄内）
5	例月現金出納検査 （伝票検査）	28課2室4事務局4支所
6	例月現金出納検査	毎月1回
7	追跡調査	該当各課
8	行政監査	

生活困窮者自立相談支援等業務の内容と委託先及び委託料の根拠

生活支援課

1　業務の概要

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業を穂波支所１階「生活自立支援相談室」において行う。

生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、

・生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握

・ニーズに応じた支援が計画的、継続的に行われるよう自立支援計画を策定

・自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

等の業務を行う。生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する。

平成30年度より家計再生のための支援を行う生活困窮者家計相談支援事業を実施する。

2　実施体制

主任相談支援員（室長兼務）１名・相談支援員１名・就労支援員１名及び家計相談支援員１名（平成30年度～）を配置

3　委託実績

<table>
<tr><th>年　　度</th><th>委　　託　　先</th><th>契 約 金 額</th><th>内　　訳</th><th>委 託 方 式</th></tr>
<tr><td>平成27年度</td><td>㈱ＡＣＲ</td><td>12,518,064円</td><td rowspan="4">①人件費
主任相談支援員・相談支援員・就労支援員
家計相談支援員（平成30年度～）
②運営費
消耗品費（複合機リース代等含む）
印刷製本費・通信運搬費・交通費
研修費　等</td><td rowspan="4">公募型
プロポーザル方式</td></tr>
<tr><td>平成28年度</td><td>㈱ＡＣＲ</td><td>11,672,985円</td></tr>
<tr><td>平成29年度</td><td>㈱福岡ソフトウェアセンター</td><td>11,653,200円</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>―</td><td>（当初予算額）
13,059,000円</td></tr>
</table>

障がい当事者団体等活動補助金の内訳

社会・障がい者福祉課

団体名	予算額（円）	説明
飯塚市身体障害者福祉協会 代表者　貝嶋　榮一 会員数　278人	1,400,000	本市に居住する身体障がい者、障がい児に対し、その自立を支援し、会員相互の親睦や社会参加促進を目的とする当事者団体で、活動費補助金を交付し、身体障がい者等の自立を促進し、社会参加活動を促進することを目的とする。
飯塚市手をつなぐ親の会 代表者　野上　和男 会員数　165人	420,000	本市に居住する知的障がい者、障がい児及びその家族に対し、その自立を支援し、会員相互の親睦や社会参加促進を目的とする当事者とその家族の団体で、活動費補助金を交付し、知的障がい者等の自立を促進し、社会参加活動を促進することを目的とする。
嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」 代表者　辻田　雄一 会員数　24人	77,000	本市に居住する精神障がい者及びその家族に対し、その自立を支援し、会員相互の親睦や社会参加促進を目的とする当事者とその家族の団体で、活動費補助金を交付し、精神障がい者等の自立を促進し、社会参加活動を促進することを目的とする。

移動支援事業の対象者、実際の支援事業等に関する資料

社会・障がい者福祉課

○移動支援事業

1　事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者などに対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。なお、通年かつ長期にわたる外出となる通院、通学、通所などの送迎は対象外となる。
（例）買い物、金融機関手続き、美容院、イベント参加等の外出時

2　移動支援事業実施基準

区分		個別支援	グループ支援		
			対象者２人につき支援員１人の場合	対象者３人につき支援員１人の場合	対象者４人以上に支援員１人の場合
身体介護を伴わない（※障がい支援区分１以上の者）	～30分	1,010円	600円	500円	400円
	～1時間	1,890円	1,130円	940円	750円
	～1時間30分	2,640円	1,580円	1,320円	1,050円
	1時間30分を超え30分ごと	670円加算	400円加算	330円加算	260円加算
身体介護を伴う（※障がい支援区分２以上の者）	～30分	2,450円	1,470円	1,220円	980円
	～1時間	3,880円	2,320円	1,940円	1,550円
	～1時間30分	5,640円	3,380円	2,820円	2,250円
	～2時間	6,440円	3,860円	3,220円	2,570円
	～2時間30分	7,240円	4,340円	3,620円	2,890円
	～3時間	8,040円	4,820円	4,020円	3,210円
	3時間を超え30分ごと	800円加算	480円加算	400円加算	320円加算

※障がい支援区分の判定は、飯塚市障がい者自立支援審査会の判定結果に基づき決定している。

3　過去５年間の給付実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
移動支援事業	80人	76人	75人	72人	81人
	5,435時間	5,803時間	6時間	5,398時間	4,057時間

保育士確保緊急対策事業による保育士確保の見通しについて

子育て支援課

市内私立保育所等採用計画及び採用実績

28年度		29年度		30年度		31年度	
採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数
52人	36人	52人	49人	46人		22人	

医療保険課

子ども医療費助成について一部自己負担をなくした場合に必要な財源の試算

	対象	小1から小3	小4から小6	中学生	18歳年度末	合計	備考
通院	①件数	9,253件	6,296件			15,549件	
	②自己負担額 1,200円	11,103,600円	7,555,200円			18,658,800円	①件数×1,200円
	③自己負担額 1,200円未満（国保）	701,498円				701,498円	4か月分
	④自己負担額 1,200円未満（社保）	4,208,988円				4,208,988円	社保レセ：国保レセ件数の約6倍 ③×6
	⑤小計					23,569,286円	②＋③＋④
入院	⑥件数	33件	20件	12件	18件	83件	
	⑦自己負担額 3,500円	115,500円	70,000円	42,000円	63,000円	290,500円	⑥件数×3,500円
	⑧自己負担額 3,500円未満（国保）	5,000円	1,000円	2,000円	1,500円	9,500円	4か月分
	⑨自己負担額 3,500円未満（社保）	30,000円	6,000円	12,000円	9,000円	57,000円	社保レセ：国保レセ件数の約6倍 ⑧×6
	⑩小計					357,000円	⑦＋⑧＋⑨
合計	⑪一月あたり算定					5,981,572円	（⑤＋⑩）÷4か月
	⑫一年間に算定（必要な財源）					71,778,864円	⑪×12か月

※制度改正後の平成28年10月から平成29年1月診療分（4か月分）実績で試算

病児保育事業の近隣自治体の実績比較表（制度と実績）

子育て支援課

	設置者	設置個所	対象年齢	定員	利用時間	利用料	利用人数			備考
							27年度	28年度	29年度（12月末現在）	
飯塚市	私立	2ヵ所	生後2か月 ～小学6年生	7人	8：00 ～18：00	課税世帯　2,000円 所得税非課税世帯　1,000円 市民税非課税世帯　200円 生活保護世帯　無料	303人	235人	148人	
嘉麻市	直営	1ヵ所	生後6か月 ～小学6年生	4人	8：30 ～17：30	一般世帯　2,000円 市民税非課税世帯　1,000円 生活保護世帯　無料 2人目：半額	77人	55人	59人	
直方市 宮若市 小竹町 鞍手町	私立	1ヵ所	生後4か月 ～小学6年生	9人	7：00 ～18：00 （延長19時まで）	一般世帯　2,000円 非課税世帯　1,000円 生活保護世帯　500円 ひとり親・寡婦世帯　500円 2人目：半額 延長：全世帯　200円	300人	318人	198人	広域運営 事務局は鞍手町
田川市	直営	1ヵ所	生後3か月 ～小学6年生	4人	8：00 ～18：00	市内　1,500円 ひとり親世帯　750円 生活保護世帯　無料 2人目：半額 3人目：無料 市外：3,000円	225人	186人	108人	
行橋市 苅田町 みやこ町	私立	1ヵ所	生後4か月 ～小学6年生	10人	7：30 ～18：00	一般世帯　2,000円 非課税世帯　1,000円 生活保護世帯　1,000円 2人目：半額	約980人	約1,200人	約1,100人	広域運営 事務局は行橋市

業 務 委 託 請 負 契 約 書

1. 業　務　名　　飯塚市子育て支援センター事業運営　　委　託

2. 履 行 場 所　　飯　塚　市　　地　内

3. 履 行 期 間　　平　成　２９年　４月　１日 から
　　平　成　３０年　３月３１日 まで

4. 請負代金額　　**円也**
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円也）

5. 契約保証金　　免　除

上記の業務について、発注者 飯塚市 と 受注者　　とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 ２９ 年　４ 月　１ 日

発 注 者　**飯 塚 市**
代表者　飯塚市長　片 峯　誠　㊞

受 注 者　住　所　飯塚市
氏　名　㊞

仕　様　書

1　業務名　　飯塚市子育て支援センター事業運営委託
2　履行場所　　飯塚市　　地内
3　履行期間　　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで
4　実施センター　＿＿＿子育て支援センター
5　業務期間　　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで
6　委託業務内容
　① 飯塚市子育て支援センター条例に定められた日時に支援センターを開所し、子育て親子が気軽に集え交流できる子育て支援の拠点となる場所を提供すること。
　② 子育てに関する不安を軽減できるよう一般的な相談に応じ、困難な相談などは発注者に報告し関係機関と連携をとり必要な援助を行うこと。
　③ 子育て親子のニーズを把握し、地域の様々な情報や子育てに関する関連情報の提供を行うこと。
　④ 子育て親子を対象に、子育て及び子育て支援に関する講習を月１回以上開催すること。
　⑤ 公民館、児童遊園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所にスタッフが定期的に出向き、必要な支援や見守りを行うこと。
7　委託条件
　① スタッフ配置
　　ア　子育て支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有したもの２名以上（うち１名は責任者）を配置すること。
　　イ　開所時間のうち５時間以上は２名以上を配置すること。
　　ウ　責任者は発注者との連絡調整を行うこと。
　　エ　支援センタースタッフは、常に健康状態に留意すること。
　② 業務経費
　　ア　施設管理に必要な光熱水費、電話料及び施設修繕料は発注者が負担する。
　　イ　子育てひろば総合保障（保険）に必ず加入すること。
　③ 法令等遵守
　　法令等を遵守し、委託業務を通して知り得た個人情報等の取扱については、条例等に基づき適正な取扱を行うこと。別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

④　各種帳簿管理

ア　業務遂行にあたり、次の帳簿を支援センターに備え管理に努めること。

受付簿（申込書・受付表）・相談記録簿（育児相談記録用紙）

業務日誌（子育て支援センター日誌）・育児講座受付簿（育児講座受付表）

スタッフ勤務予定表・スタッフ出勤簿・備品台帳・緊急連絡簿

イ　緊急連絡簿を作成し発注者に提出すること。

ウ　毎月２５日までに翌月分のスタッフ勤務予定表を発注者に提出すること。

⑤　事業報告

ア　毎月５日までに前月分の利用状況報告書を添付して、業務完成（完了）届を発注者に提出する。

イ　事業の実施状況や経費の収支について明確にし、年間の事業完了後事業実績報告書を発注者に提出すること。

⑥　行事予定

月ごとの行事予定については、前月の５日までに、街なか子育てひろばに提出すること。

⑦　「おたより」の発行

毎月の「おたより」を作成し、前月の２０日までに発注者に提出すること。

⑧　施設外事業

講習や交流会、出前講座等で支援センターを空ける場合は、利用者への周知及び発注者への連絡を確実に行うこと。

⑨　施設維持管理

施設の維持管理等に関する事項については受注者の指示に従い事業運営を行うこと。

8　支払方法

人件費以外の運営費相当分＿＿＿円の支払いについては４月中に受注者からの正当な請求に基づき支払うものとする。人件費相当分は契約金額から＿＿＿円を差し引いた金額を１２で除した額を毎月の業務完了後所定の手続きを経た後、受注者からの正当な請求に基づき、請求書受理後３０日以内に支払うものとする。なお、支払金額に千円未満の端数が生じた場合は最終回に加算して支払うものとする。（別表）

9　その他

①　発注者は、スタッフ及び責任者が適正に欠けると判断した場合、当該スタッフ・責任者の改善又は変更を求めることができる。受注者はそれを受けて、速やかに対処しなければならない。

②　受注者の都合により業務を行う日が不能になった場合、受注者は速やかにセンター管理者に連絡するとともに、発注者に連絡を行わなければならない。

③　受注者は緊急事態に対応できるよう、緊急時の体制を整備するための対応マニュアルの作成や、避難訓練等により、事故や災害の発生に備えるよう努めなければならない。

また、事業実施にあたっては、乳幼児の利用を念頭に置き、常に衛生管理の徹底及び安全管理に努めなければならない。

④　業務中にスタッフ及び利用者等に事故等があったときは、速やかに発注者に報告するとともに、受注者において処理すること。

⑤　発注者が行う巡回指導やアンケート等に協力すること。

⑥　必要に応じて発注者が行う支援センター連絡会議等に参加すること。

⑦　発注者は必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の検査を行うことができる。

⑧　その他疑義が生じた場合、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、決定する。

(別表)

委託料支払内訳表

月（回目）		金　額　(円)
１回目	運営費分	
２回目	４月分	
３回目	５月分	
４回目	６月分	
５回目	７月分	
６回目	８月分	
７回目	９月分	
８回目	１０月分	
９回目	１１月分	
10 回目	１２月分	
11 回目	１月分	
12 回目	２月分	
13 回目	３月分	
	合　計	

飯塚市子育て支援センター事業運営委託設計書

項目	単価	数量	金額
人件費		一式	
謝礼金等		一式	
消耗品費		一式	
諸経費		一式	
小計			
消費税			
合計			

公立保育所民営化・統合事業の内容

子育て支援課

公立保育所の民営化実施状況

民営化の時期	施設名	民営化時の定員	移譲先法人	備考
平成17年4月	横田保育所	60人	（社福）　幸樹会	
平成21年4月	鯰田保育所	120人	（社福）　くすの樹会	
平成22年4月	飯塚東保育所	90人	（社福）　真如会	
平成24年4月	津原保育所	45人	（社福）　いしずえ会	
平成25年4月	鎮西保育所	60人	（社福）　東雲会	
平成26年4月	枝国保育所	90人	（社福）　常葉会	
平成27年4月	相田保育所	120人	（社福）　いしずえ会	
平成29年4月	幸袋こども園	保育所部　90人 幼稚園部　70人	（社福）　三和会	

公立保育所の統合実施状況

統廃合の時期	施設名	定員	統合保育所	備考
平成28年4月	菰田保育所	220人	菰田保育所　110人 徳前保育所　110人	